

確 認 書

1. 契約の目的について（第1条関係）

この契約は、冠婚葬祭に係る役務サービス等の提供を目的としたものであり、銀行、信託等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。

2. 加入の申込、約款の交付・再交付（第3条関係）

① 加入されたい方は、互助会の定めるところにより申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、一回以上の月掛金に相当する予約金を添えてお申し込みになれば加入できます。その際、互助会は、約款を説明の上、書面にてお渡します。約款は、提供する役務サービス等の内容や取引条件が記載されたものですので、大切に保管してください。

② ①にかかわらず、加入の申込者又は代理若しくは媒介をする者（以下「加入者等」という。）が、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）に該当する場合は、加入できません。

3. 住所変更の届出について（第7条関係）

① 加入者が住所、その他連絡先を変更された場合は、変更後遅滞なく当社まで届出てください。なお、この届出を怠った場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合もありますのでご注意ください。

② 契約金額を完納されている105歳以上の加入者が①に定める住所変更等の届出を怠ったために互助会からの連絡が不能となっている場合、互助会より「契約失効予告通知書」を送付し、到達後60日経過後に契約を失効させる場合があります。

4. 契約金額、月掛金の額、支払方法、役務サービス等の内容等について（第9条、11条関係）

コースによって種類及び内容が異なりますので、詳しくは約款第9条及び11条の別表をご覧ください。

5. 役務サービス等の提供について（第12条関係）

① 加入者が約款に基づく契約が成立した日から180日を経過した以後においては、加入者から請求があり次第、打ち合わせにより取り決めた日に契約に従って、役務サービス等の提供をします。

但し、約款に基づく契約が成立した日から180日以内に役務サービス等を提供する場合には、下記の早期利用費（消費税別）をお支払いいただきます。

コース	D 1 コース	D 2 コース	D 3 コース
早期利用費	20,000円	40,000円	60,000円

② 契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の給付ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。

6. 契約以外の役務サービス等の提供及び費用の決定時期について（第13条関係）

この契約の対象外の役務サービス等の提供やランクが上の役務サービス等をご希望される場合は、差額の費用を頂きます。その費用の決定については、役務サービス等の提供前に説明し、了解を得ることとします。

7. 営業保証金等の前受金保全措置について（第16条関係）

お預かりした月掛金残高の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じる事が義務付けられており、法務局並びに金融機関に営業保証金の供託及び前受業務保証金の供託委託契約を締結し保全をしていきます。

8. 契約の解除について（第19条関係）

① 加入者の都合により、月掛金の支払いを中断する場合は、中断してから5年を経過するとこの契約を解除することができます。

(1) 中断してから5年を経過後、互助会が20日以上の期間を定めてその支払いを書面で催告してもなお支払いが無いときは、当該期間満了日の翌日をもってこの契約を解除します。

(2) (1)により、契約を解除した場合、互助会は解約返戻金の振込口座を確認の上、月掛金残高から所定の手数料を差引いた金額を解約返戻金として、確認が取れた口座に契約解除の日から45日以内に振り込みます。

② この契約は、加入者の申し出により解約することができます。解約とは、契約期間中の契約解除をいい、解約の申し出があった日とは、③の書類の提出があった日をいいます。

この場合互助会は、月掛金残高から所定の手数料を差引いた金額を解約返戻金として、解約申し出のあった日から45日以内に、本社にて手渡しするか若しくは加入者本人の口座に振り込みます。

③ 解約手続きは、ご本人確認のため、原則として互助会の本社で行います。

(1) 必要書類は、自署による解約申込書、加入者証、また原則として本人の印鑑（加入申込書に押印した印鑑）又は月掛金の引落口座の印鑑が必要です。

(2) 本人を確認させていただくため、原則として次の物のうち、いずれか一つが必要です。

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、パスポート等

9. 個人情報の取得、利用すること（第23条関係）

当社は、本約款に基づく互助会契約に係る施行、月掛金の受領・管理、宣伝印刷物及び契約内容に関するご案内の送付等、営業案内、冠婚及び葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報（加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振替口座・加入者の月掛金残高・年令・生年月日・電話番号・施行利用状況・家族の氏名等）をあらかじめ文書により加入者の同意（確認書）を得て取得・利用します。

この個人情報の取扱いについて、同意する・しないのいずれかを○で囲んで下さい。→（同意する・同意しない）

10. 第三者提供に関する事項（第24条関係）

① 当社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。但し、次の場合は除きます。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

② 次の場合において、個人情報の提供を受けるものは、個人情報の提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。

(1) 業務委託に伴う個人情報の委託（第23条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る）

(2) 合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供（合併後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る。）

(3) 個人情報をグループ企業等で共同利用する場合（共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る。）

11. 宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関する事項（第25条関係）

加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出をすることが出来ます。

停止のお申し出は、第27条に記載の（個人情報に関する問い合わせ）先までご連絡ください。

12. クーリング・オフ

(1) 訪問販売で互助会の加入申込みをされた場合、又は契約をされた場合本書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書など）により無条件で加入申込みの撤回又は契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という。）ができ、その効力は当該書面を互助会の「お問合せのご相談窓口」（第22条参照）宛てに発信した日（郵便消印日付など）から発生します。

なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。

(2) クーリング・オフを行った場合は、

① クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。

② すでに予約金等をお支払いしている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。この場合返還に要する費用は互助会が負担します。

③ 互助会契約に基づきすでに役務サービス等の提供を受けた場合、当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。

(3) なお、ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合、特定商取引に関する法律第26条第4項第2号（特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号）によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承下さい。

(4) 上記のクーリング・オフの行使を妨げるために互助会が不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、互助会から交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

13. 消費税についての取り扱い

(1) 役務を利用された時（施行時）の消費税は、契約時の消費税率でお預かりします。

(2) 手数料、早期利用費等が発生した場合は、その発生時にその発生時の消費税率でお預かりします。

本日（ 年 月 日）互助会の約款の受領を確認しました。

以上、報恩互助会の約款について、上記の内容について説明を受けたことを確認します。

年 月 日

加入申込者		事業者	
氏名	㊞	事業者名	株式会社 報恩互助会 代表取締役 八田守立
住 所		住 所 電話番号	青森県八戸市諏訪1丁目15-1 0178-44-2427
電話番号	()	加入申込 担当者氏名	説明者氏名